

みのかも健康の森へのネーミングライツ導入に関する サウンディング型市場調査 実施要領

令和7年9月30日

美濃加茂市産業振興部農林課

美濃加茂市では、新たな財源確保、施設の魅力向上等を目的に、令和8年度以降のみのかも健康の森へのネーミングライツ導入を検討しています。

そこで、ネーミングライツ導入の市場性や公募の際の諸条件の整理等を目的に、民間事業者の皆様との「対話」を通じて、自由な発想に基づく幅広い事業アイデアや事業条件等についての御意向をお聞きするサウンディング型市場調査を実施します。是非ご参加いただきますようお願いいたします。

1 対話の名称

みのかも健康の森へのネーミングライツ導入に関するサウンディング型市場調査

2 対話の目的

美濃加茂市では、保健・保全機能の発揮される森林の整備をするとともに、市民の自然保護意識の高揚及び教育文化の向上に寄与するため、平成7年にみのかも健康の森を設置し、現在は指定管理者制度による管理運営を行っています。

また、周辺の山林では、平成27年から企業との協働による森林づくり活動が展開されており、みのかも健康の森を拠点とした取組みが広がっています。

この調査は、みのかも健康の森へのネーミングライツ導入を検討するに当たり、民間事業者等の皆様との対話を通して、市場性や公募条件に関するニーズや課題、市民・企業による森林づくりの促進や自然とのふれあい等についての未来像等を把握し、ネーミングライツ導入に活かすことを目的に実施します。

なお、本対話への応募の有無は、ネーミングライツ事業者公募における審査の採点には一切影響しません。

3 対象用地・施設の概要

名 称	みのかも健康の森
所 在 地	美濃加茂市山之上町7559番地
土地・延床面積	敷地面積：209.21ha 建物面積：1,067.81㎡
既存建物等の概要	①管理棟（増築分含む） 鉄骨造・1階建 平成6年建築 348.50㎡

	②研修棟（森のいえ） 木造・1階建 平成13年建築 62.93 m ² ③作業員休憩所（増築分含む） 木造・1階建 平成6年建築 118.58 m ² ④バーベキュー広場 1,000 m ² ⑤パターゴルフ場 全長312m ⑥展望台（展望台まで777階段（作業道も含む）） ⑦冒険の森（ローラー滑り台） ⑧わんぱく広場 1,600 m ² ⑨太陽の広場 4,400 m ² ⑩あじさいの池 5,200 m ² ⑪どんぐりぱーく 2,500 m ² ⑫虹のトンネル 全長45m ⑬めだかの学校 1,500 m ² ⑭駐車場 5,200 m ² （4箇所約269台収容） ⑮高木山 342m ⑯富士山 357m ⑰飼育小屋（孔雀小屋） 木造・1階建 平成14年建築 24.00 m ²
都市計画等による制限	敷地の一部（富士山等）は保安林、生活環境保全林となり、樹木の伐採等が制限されています。（都市計画法、建築基準法、森林法）
現況	平成7年にみのかも健康の森を設置し、平成15年度から平成17年度まで管理委託制度、平成18年度からは指定管理者制度により可茂森林組合が運営管理を行っている。令和7年9月1日現在、令和8年度からの指定管理者を公募中（指定期間：令和8年度から令和12年度まで）。利用者は、令和5年度は68,310人、令和6年度は79,043人であった。

4 事業内容等

現時点では、公募により令和8年度からみのかも健康の森にネーミングライツ事業を導入することを検討しています。

ネーミングライツ事業とは、美濃加茂市ネーミングライツ事業実施要綱（平成29年美濃加茂市告示第81号）に基づき、市と契約した民間事業者等に、施設等について使用する愛称を決定する権利（命名権）を付与し、当該民間事業者等からその対価を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業をいいます。

5 対話のスケジュール

実施日・期限等	項 目
令和7年9月30日（火）	実施要領を公表
令和7年10月17日（金）午後4時45分まで	個別対話（サウンディング）への参加申込の締切
令和7年10月24日（金）まで	個別対話（サウンディング）実施日時及び場所の連絡
令和7年10月28日（火） ～令和7年11月7日（金）	個別対話（サウンディング）の実施
令和7年11月下旬（予定）	調査結果の概要を公表

6 対話の内容（対話において、お聞きしたいと考えている事項）

みのかも健康の森へのネーミングライツ導入の趣旨を踏まえて、主に次の項目について御意見や御提案をお聞かせください。また、一部の項目だけの御意見・御提案でも構いません。

なお、自らが事業の実施主体となることを前提とし、実現可能な御意見・御提案をお願いします。

（1）主な対話の項目

①命名権取得の意向・参入理由について

- ・施設名称の命名権取得の意向や参入する理由について御意見をお聞かせください。

②命名権料及び契約期間について

- ・適当と思われる命名権料及び契約期間について御意見、御要望をお聞かせください。

③命名権料の活用方法について

- ・みのかも健康の森の魅力向上や利用促進につながるような命名権料の活用方法について御意見、御提案があればお聞かせください。

④美濃加茂市におけるネーミングライツ事業の市場性等について

- ・本市におけるネーミングライツ事業の市場性、事業実施に当たり課題や配慮を有する事項、応募しやすい募集条件などのアイデア等について御意見、御要望をお聞かせください。

⑤その他について

- ・その他に御意見、御要望、懸念事項などがあればお聞かせください。

（2）対話の進め方

対話は、上記項目に基づいて個別に実施します。参加された民間事業者の皆様から御説明いただき、それを踏まえて、市側の質問等にお答えいただきます。

なお、お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

7 対話の手続き

(1) 個別対話（サウンディング）への参加申込書の提出

対話への参加を希望される方は、別紙の参加申込書に必要事項を記入の上、期日までに次の申込先へEメールにて御提出ください。

※オンラインでの個別対話を希望される場合は申込時に御相談ください。

申込期間	令和7年9月30日（火）～ 令和7年10月17日（金）午後4時45分まで
申 込 先	美濃加茂市 産業振興部 農林課 E-Mail: nousei@city.minokamo.lg.jp 【留意事項】メール件名は「サウンディング参加申込」としてください。

(2) 個別対話（サウンディング）の実施日時及び場所の連絡

対話への参加申込のあった事業者の担当者あてに、令和7年10月24日（金）までに実施日時及び場所について個別に連絡します。

(3) 個別対話（サウンディング）の実施

対話は、参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため、次の日時・場所にて個別に行います。

日時	令和7年10月28日（火）～11月7日（金）の午前9時～午後4時45分（終了時刻）とします。（土曜日・日曜日・祝日を除く） <u>※日時は、申込後に個別に調整します。</u>
場所	市役所または生涯学習センター ※詳細は後日連絡します。 ※オンラインでの実施を希望される場合は申込時に御相談ください。
所要時間	1時間程度
対象者	事業の実施主体となる意向を有する民間事業者
対話の内容	前ページ参照

8 留意事項

(1) 参加資格

対話への参加資格は、みのかも健康の森を対象としたネーミングライツ事業に参加する意向を有する法人とします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定されている業種及びこれに類する業種
- ② 消費者金融業及び事業者金融業
- ③ 法律に定めのない医療類似行為を行う業種

- ④ 占い、運勢判断等に関するもの
- ⑤ 興信所、探偵事務所等
- ⑥ 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- ⑦ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- ⑧ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生又は更生手続中の事業者
- ⑨ 各種法令に違反しているもの
- ⑩ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ⑪ 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- ⑫ たばこに係る業種又は事業者
- ⑬ ギャンブル(宝くじを除く。)に係る業種又は事業者
- ⑭ 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者
- ⑮ 美濃加茂市暴力団排除条例(平成 24 年美濃加茂市条例第 10 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしている事業者及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者
- ⑯ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により、市における一般競争入札の参加を制限される団体(法人以外の団体にあっては、当該団体の代表者が該当する場合を含む。)
- ⑰ 市税(美濃加茂市税をいう。)を滞納している者
- ⑱ 前各号に掲げるもののほか、市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者

(2) 参加及び対話内容の扱い

- ・対話への参加実績は、ネーミングライツ事業者公募等における評価の対象とはなりません。
- ・対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきますが、双方の発言とも、何ら約束するものではありません。

(3) 対話に関する費用及び説明資料の提出

- ・対話への参加に要する全ての費用は、参加された民間事業者の皆様の負担とします。
- ・対話の実施に際して、特に説明資料の提出は求めませんが、説明のために必要な場合は、提出分として計 3 部ご持参ください。

(4) 追加対話への協力

- ・必要に応じて、追加の対話(文書照会含む)やアンケート等を実施させていただくことがありますので、その際には御協力をお願いします。

(5) 実施結果の公表

- ・対話の実施結果については、民間事業者の皆様のアイデアやノウハウの保護に配慮した上で、概要を市HP等で公表します。
- ・公表内容については、事前に参加事業者へ確認を行います。
- ・参加事業者等の名称は、公表しません。

9 参加申込・問い合わせ先

美濃加茂市 産業振興部 農林課 担当：後藤、五十嵐

〒505-8606 美濃加茂市太田町 3431-1 TEL 0574-25-2111（内 335） FAX 0574-27-3863

E-Mail: nousei@city.minokamo.lg.jp

10 参考資料

別添：位置図、配置図、平面図、施設写真等